

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目 次

- ◇訓令 鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令
- ◇告示 米飯提供業者の登録  
県管かんがい排水事業計画の変更に係る土地改良事業変更計画書の写しの縦覧
- 土地の立入の許可
- 土地収用法による土地細目の公告の申請
- 土地の公用廃止
- ◇人委規則 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

二の項のす・せ・その部(農林部関係)中

スマ	日野北部農業改良普及所長
スマ	日野北部農業改良普及所
スマ	日野北部農業改良普及所
スマ	日野南部農業改良普及所
スマ	日野南部農業改良普及所

を

スマ	日野農業改良普及所長
スマ	日野農業改良普及所
スマ	削除
スマ	削除

## 訓 令

### 鳥取県訓令第二号

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県電報発信者符号の一部を改正する訓令

鳥取県電報発信者符号(昭和三十九年十一月鳥取県訓令第十五号)の一部を次のように改正する。

に改める。

附則

この訓令は、昭和四十年二月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第四十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	氏名	名称又は屋号	住居	所	営業所の所在地
米振第一八四号	昭四〇、一、五	九里 洋高	砂寿司	米子市角盤町二		住所に同じ。
第一八五号	"	林原 富枝	柿のたね	"	朝日町四五	"
第一八六号	"	坂本 久子	銭屋	"	二四	"
第一八七号	"	遠藤 輝男	市職組合堂	"	中町二〇	"
第一八八号	"	浅井 昇	ラメール	"	朝日町七四	"
第一八九号	"	早川 忠篤	弓ヶ浜	鳥取市東町一ノ三〇五	米子市上福原北浜新田	
第一九〇号	"	宮部 一郎	しろがね	庄 東京都千代田区永田町	西伯郡大山町大山寺	

鳥取県告示第四十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十条の三第四項において準用する同法第八十七条第四項の規定に基づき、小鴨川地区の県管かんがい排水事業計画を変更することについて、次のように縦覧に供する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
小鴨川地区土地改良(かんがい排水)事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十年二月一日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に基づき、土地の立入の許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称  
日本国有鉄道
- 二 事業の種類  
日本国有鉄道が日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第三条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設に関する事業
- 三 立ち入ろうとする土地の区域  
日野郡日南町生山、神福、三吉、下石見、中石見、上石見
- 四 立ち入ろうとする期間  
昭和四十年二月 一日から  
昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十一条の規定に基づき、建設大臣代理人建設省中国地方建設局長 秋竹敏夫から土地細目の公告の申請があつたので、同法第三十三条の規定により次のとおり告示する。  
昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事	石	破	二	朗
収用しようとする土地の所在、地番及び地目	田、畑			
気高郡気高町大字八東水字鼠田引坂一、四八七	畑			
字大畑	田			
一、四八七ノ一	畑			
一、四九三	田			
一、四九四	原野			
一、五一二	畑			

鳥取県告示第五十号

次の土地は、昭和四十年一月二十五日から公用を廃止した。  
昭和四十年一月二十九日

鳥取県知事	石	破	二	朗
場	鳥取県知事	石	破	二
東伯郡大栄町大字六尾字配竹	一五九ノ三地先	道路敷	二七坪六合九勺	
所	地目	面	積	

人事委員会規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第一号

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第八条の四第一項第三号及び第四号中「（第八条の二第一項第一号（4）、第四号（1）又は第五号（1）の規定の適用を受ける場合は、対応号給）」を削る。

字ドブケ 三九七ノ一地先

水路敷 一〇坪二合四勺

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年一月一日から適用する。

（既に昇格している職員の号給等の調整）

2 この規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第八条の四第一項第三号及び第四号の規定の適用を受けて昇格している職員（同規則第八条の二第一項第一号（4）、第四号（1）又は第五号（1）の規定の適用を受けて昇格している職員に限る。以下「昇格している職員」という。）で、この規則の適用日の前日に次表上欄に掲げる給料表の区分に応ずる同表中欄に掲げる職務の等級及び号給を受けているものに係る昭和四十年一月一日以降における最初の昇給規定（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第四条第六項の規定をいう。以下同

じ。)の適用については、昇給規定に定める期間からそれぞれ同表下欄に掲げる月数を減じた期間をもつて昇給規定に定める期間とする。

給料表	職務の等級及び号給(昇格している職員が当該昇格後に昇任した場合に おいては、当該昇任が行なわれなかつたものとした場合における職務の等級及び号給)	調 整 月 数																										
	<table border="1"> <tr><td>行政職給料表</td><td>三等級 八号給</td><td>九月</td></tr> <tr><td></td><td>三等級 九号給</td><td>六月</td></tr> <tr><td></td><td>三等級 十号給</td><td>三月</td></tr> <tr><td></td><td>二等級 九号給</td><td>九月</td></tr> <tr><td></td><td>二等級 十号給</td><td>六月</td></tr> <tr><td></td><td>二等級 十一号給</td><td>三月</td></tr> <tr><td>医療職給料表(イ)</td><td>二等級 六号給</td><td>九月</td></tr> <tr><td></td><td>二等級 七号給</td><td>六月</td></tr> <tr><td></td><td>二等級 八号給</td><td>三月</td></tr> </table>	行政職給料表	三等級 八号給	九月		三等級 九号給	六月		三等級 十号給	三月		二等級 九号給	九月		二等級 十号給	六月		二等級 十一号給	三月	医療職給料表(イ)	二等級 六号給	九月		二等級 七号給	六月		二等級 八号給	三月
行政職給料表	三等級 八号給	九月																										
	三等級 九号給	六月																										
	三等級 十号給	三月																										
	二等級 九号給	九月																										
	二等級 十号給	六月																										
	二等級 十一号給	三月																										
医療職給料表(イ)	二等級 六号給	九月																										
	二等級 七号給	六月																										
	二等級 八号給	三月																										

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十年一月二十九日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の十第一項中「道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一号に掲げる特殊自動車」を「道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)別表第一号に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びにこれらのもの以外のもので除雪のための特別な設備を有する自動車」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年一月一日から適用する。

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷 鳥取県鳥取市栗谷町  
印刷 鳥取県印刷所  
定価 一部月価二五〇円(送料共)